

令和2年第3回吉野町議会臨時会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和2年10月14日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 10月14日 午後 2時 5分開会
4. 応招議員 1番 辻内正誠 2番 下中一平
3番 山本義史 4番 欠員
5番 上滝義平 6番 野木康司
7番 山本隆敏 8番 藪坂眞佐
9番 中西利彦 10番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 森本弥寿則 総務参事 奥出亘
マスターズ参事 岡本克也 財務課長 山本剛
総合政策参事 北谷隆範 町民課長 藤本和彦
税務収納課長 坂本圭至朗 長寿福祉課長 久野史人
暮らし環境整備課長 紺田正俊 産業振興課長 中尾勇
文化観光交流課長 坂本やよい 教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局長 小西修司 主査 中出敬子
10. 議事日程
日程1 会議録署名議員の指名について
日程2 会期の決定について
日程3 承第12号 吉野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程4 承第13号 令和2年度吉野町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて

日程 5 議第 33 号 令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 8 号について

日程 6 議員派遣について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

藪坂議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回吉野町議会臨時会を開会いたします。

本臨時会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。本臨時会におきましては、長時間の密閉空間を避けるため、議場の窓や扉を可能な限り開放のまま会議を実施します。発言時においてもマスク等の着用をよろしくお願い致します。また飲み物は従来どおり飲んでいただいて結構です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

1番 辻内議員、2番 下中議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についておはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りにしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日一日限りと決定いたしました。

開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

中井町長

開会にあたりひとことごあいさつを申し上げます。

まずは、令和2年第3回吉野町臨時議会を開催させていただいたところ、議員の皆様方には全員出席を賜り誠に感謝申し上げます。

本日の上程議案でございますが、専決処分の報告・承認案件が2件、補正予算が1件でございます。そして、今もなおコロナの中でございます。皆様方もご承知のとおり、昨日県の発表によりコロナの感染者が吉野町においても確認

されております。社会経済活動が再開される中で、いかなるときも、状況の中で誰しもがコロナに感染するリスクをもっております。改めまして、うつらない・うつさない、そして正確な情報に基づき冷静な行動を改めてしていただきますよう皆様にもお願い申し上げるところでございます。

そして、この機会にですけれども行政報告の行事を皆様方に配布させていただいております。少しずつですけれども、土曜日、日曜日も行事は再開しております。この中で、特に一つだけお知らせをさせていただきます。

10月6日に議会の皆様方にも専決承認をいただきまして、臨時議会で承認をいただきまして、吉野中学校、また両小学校のGIGAスクール構想、まずは6日に吉野中学校でオンライン授業が開始になりました。続いては、小学校でもオンライン修学旅行等、またスタートして参りますのでこれからの新しい教育、また可能性に向けて取り組んで参りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

改めまして、本日上程させていただきました議案に対しまして、慎重な審議をお願い申し上げ開会にあたってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

藪坂議長

ありがとうございました。

日程3 承第12号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し議案は事務局が朗読します。

(事務局朗読)

説明を求めます。藤本町民課長。

藤本町民
課長

議案説明資料1ページをご覧ください。

承第12号「吉野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」

専決処分の概要ですが、専決処分事項、吉野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分。専決処分年月日、令和2年9月25日、専決処分の理由につきましては、先ほど議会事務局の朗読のとおりです。改正概要といたしましては、第1条関係、附則第4項から第6項の項番号の訂正、第2条関係といたしまして国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、適用期間を現行の「令和2年9月30日まで」を「令和2年12月31日まで」に延長されるため、必要箇所を改正したものです。ご審議の程よろしく申し上げます。

藪坂議長

質疑を求めます。

ございませんか。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

おはかりします。本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程4 承第13号「令和2年度吉野町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。山本財務課長。

山本財務
課長

失礼いたします。承第13号「令和2年度吉野町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて」議案書を基に説明を行います。

議案かがみの裏面の専決処分書をご覧ください。

根拠法令といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2

年度吉野町一般会計補正予算第7号を令和2年9月18日付で専決処分を行ったものでございます。同条第3項の規定により本日の臨時議会で報告を行い、議会の承認を求めるものでございます。

予算の概要について説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,998万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億3,184万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計補正予算書に関する説明書の12ページ、13ページをご覧ください。

歳入でございます。第15款「国庫支出金」第2項「国庫補助金」1目の「総務費国庫補助金」といたしまして、金額が2,998万円でございます。「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」こちらにつきましては、全額6月に国から第2次補正予算として通知のありました臨時交付金を財源としてその一部を充当するものでございます。歳出につきましては、また事業の詳細につきましては、担当課であります長寿福祉課から説明とさせていただきます。財務課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

藪坂議長

久野長寿福祉課長。

久野長寿
福祉課長

失礼します。説明させていただきます。

第4款「衛生費」第1項「保健衛生費」2目「予防費」「インフルエンザ費用助成事業」でございます。目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として生後6か月以上の町民の皆様にインフルエンザ予防接種費用の助成を行うものでございます。事業費といたしましては、2,998万円の予算を計上させていただきました。主のものとしていたしましては、18節「負担金補助及び交付金」の2,791万1,000円でございます。これは先程ほど申しましたインフルエンザ予防接種費用に係る助成金のものでございます。中身といたしまし

ては、生後6ヶ月以上から中学3年生以下の方々の予防接種費用、全額助成。また平成17年4月1日以前に生まれた方、いわゆる高校1年生から64歳以下の方々には上限2,000円までの助成、また65歳以上の方々には、全額助成ということで令和2年8月末の住民基本台帳記載人口で積算をさせていただきました。その他の費用といたしまして、申請書等の償還払い、申請書発送等、償還払い等の事務に係る会計年度任用職員、パートの報酬として68万1,000円、またその方の通勤費として3万6,000円、またチラシ、ポスティングであるとか償還払い申請書、問診票等の郵送料として126万1,000円、チラシ等の印刷のための上質紙等、消耗品費として5万5,000円を計上させていただきました。財源につきましては、先ほど説明がありましたように全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。以上です。

藪坂議長

質疑求めます。

上滝議員。

上滝議員

質問させていただきます。

開業医とか、吉野病院みたいに公的な病院とか、申請の手続きが開業医の場合は楽らしいわ。ところが吉野病院は、複雑な書類を申請しないとあかんと聞くんですけどもこの機会に。テレビ見てるとか見てないかは知りませんが。その申請、どこの開業医に行ったらいいのかというのは、特定なところしかわかりませんが、わかっている範囲内で開業医は「どこと、どこと、あるのか」、あるいは「吉野病院はこんな手続きが必要なんですよ」というようなことをお聞かせ願ったらなとこう思います。以上。

藪坂議長

はい。久野課長。

久野長寿

失礼します。

福祉課長

ご説明をさせていただきます。

まず、開業医の部分ですが、吉野町内の医療機関、吉野病院を除く病院において予防接種を受ける場合は、高齢者につきましては窓口でお金を支払っていただく必要がないというところでございます。島田医院、潮田クリニック、松岡医院、その3つでございます。

(「申請書もいらへんねんな」との不規則発言あり)

申請書もありません。ただ、予防接種についての予約等はしていただく必要はあるかと思えます。

(「それだけね。はい」との不規則発言あり)

それから、吉野病院または、大淀町、下市町の医療機関で予防接種を受ける場合につきましては、一旦お金を払っていただいて、またそのデータが保険センターの方にきますので、それに基づきまして、だいたい2か月後ぐらいになりますが、申請書また返信用封筒を保険センターからそれぞれの方に郵送させていただきます。それに基づきまして、申請書に必要事項を記入していただき、予防接種をしたという証明になるものを添付していただきまして、返信用封筒に入れて投函していただきましたら、それを受け取り後指定の口座のほうに一旦払っていただいた、2,000円程度になります。それを振込をさせていただきますという手続きになります。以上でございます。

藪坂議長

はい。上滝議員。

上滝議員

よくわかりました。ただ手間がかかるということやな。公共施設は。開業医やったらもう予告さえしといたら「ただ」でインフルエンザをしていただけるという理解でいいんですね。以上。

藪坂議長

はい。久野課長。

久野長寿

手間がかかると申しますか。65歳以上の方につきましては、町内の先ほど申しました3つの病院で接種していただけたら、特段手間はかからないとい

福祉課長

うところですが。ただ公共というかそれ以外の病院につきましては、一旦お金を払っていただいてそれから償還払いの手続きをしていただくというところになります。

そのあたりの調整もさせていただくことでいろいろ事務を進めていたんですが、なかなか急を要した部分と吉野郡内でいろんな自治体において全部のところをそれを実施しないというところで調整できなかったという部分がございます。

(「わかりました」との不規則発言あり)

藪坂議長

他にございませんか。

(「質議なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 5 議第 33 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 8 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

山本財務課長。

山本財務
課長

失礼いたします。

議第 33 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 8 号について」ご説明をさせていただきます。

議案書に基づき、財務課からは全体の概要と歳入部分についてご説明をさせていただきます。

予算書の 1 ページをご覧ください。第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,602 万

8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を補正予算後、それぞれ75億786万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、一般会計補正予算に関する説明書の12ページ、13ページをご覧ください。

歳入でございます。第15款「国庫支出金」2項「国庫補助金」の第1目「総務費国庫補助金」といたしまして、金額のほうが、6,745万円でございます。説明欄に記載のとおり「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」でございまして、今回の補正予算の主な財源となるものでございます。

主なものといたしまして、第7目「教育費国庫補助金」といたしまして150万円、説明欄によりますと、「学校保健特別対策事業費補助金」といたしまして、小学校や中学校で行います感染予防に係る消耗品、備品等の購入の財源に充てるものでございます。

続きまして、16款「県支出金」第2項「県補助金」の第2目「民生費県補助金」でございます。金額のほうが250万円ということで、「児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金」ということで、こども園また学童保育施設等における感染予防に係る消耗品、備品等の購入に係る財源に充てるものでございます。奈良県からの補助金でございます。

第20款「繰越金」1項「繰越金」第1目「繰越金」といたしまして389万7,000円でございます。今回の補正予算で不足します財源を補うために「令和元年度繰越金」の一部を充当するものでございます。充当先につきましては、新たな吉野山の観光周遊システムの構築事業の方に260万7,000円。また小学校・中学校の感染予防に係る費用として129万円等でございます。

歳出予算及び事業の詳細につきましては、各担当参事及び各担当課長のほうからの説明ということで、財務課からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

藪坂議長

北谷参事からありますか。

はい。北谷参事。

北谷総合
政策参事

宜しく申し上げます。

まず、一般会計補正予算書の歳出 16 ページ、17 ページをお開きいただき説明させていただきます。

「新たな地域公共交通体系整備事業」3,440万1,000円でございます。

この趣旨については、移動手段を必要とする住民の方に利便性が高く持続可能な公共交通サービスを構築するために、今までの定時・定路線のスマイルバスから予約によるA Iを使ったA I 運行デマンドバスシステムに変更するために今回、初期投資にあたる費用3,440万1,000円を計上するものでございます。主な指数としましては、12 節「委託料」1,412万8,000円の内、主なものは「デマンドバス運行システム導入委託料」1,325万3,000円。17 節「備品購入費」1,980万1,000円、主な費用としては「公用車購入費」車5台分の費用1,971万8,000円でございます。尚、実施概要としましては、運行主体として「吉野町」、委託先としては、「吉野町社会福祉協議会」及び「バス・タクシー事業者」に委託することを計画しております。利用料金等詳細は、利用料金の予定は現在、無料とする予定でございます。主に対象利用者は、町内の住民の方で事前に登録された方とするものでございます。イメージとしては、利用者が電話または電話でオペレーターの予約状況入力し、または利用者の方がスマートフォン等で予約した後、A I が配車及び運行経路を判断し、各車のドライバーに画面上で運行経路を指示するイメージとなっております。次に導入スケジュール計画としては、今年度まずシステム導入費、車両調達、いわゆる初期投資分の予算を計上させていただければ、令和3年度、定時・定路線のスマイルバスの運行と年度中にA I 運行デマンドバスの実証運行を同時に行いたいと計画しております。令和4年度からは、スマイルバスを完全移行し、スクールバスの分離、A I 運行バスの本格稼働を計画しております。よろしくご審議お願いいたします。

藪坂議長

上林教育次長。

上林教育
次長

それでは、私の方から教育委員会事務局から上程いたしました補正予算について、ご説明させていただきます。

補正予算書 16 ページ、17 ページ中段のほうご覧いただきたいと思います。

3 款「民生費」2 項「児童福祉費」2 目「こども園費」でございます。「こども園管理総務事業」でございます。196 万 1,000 円の増額補正でございます。中身につきましては、「需用費」「消耗品費」といたしまして、99 万 1,000 円。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策の保健衛生等の消耗品でございます。マスク・衛生手袋・消毒液・ペーパータオル等の消耗品を計上させていただいております。また、備品購入費といたしまして、97 万円を計上させていただいております。これは、両こども園に対しまして主要な保育室への空気清浄機の配備また 3 密を防ぐための分散型の保育ということで机のほうの計上もさせていただいております。続きまして、「学童保育事業」でございます。100 万円の増額補正を計上させていただいております。こちらも需用費・消耗品費で保健衛生等の消耗品の 20 万円の計上を行っております。また備品購入費といたしまして 80 万円を計上させていただいております。こちらは、学童の主要な部屋に関しまして、こちらも空気清浄機の導入と机の配備というかたちで計上させていただいております。ページを飛びます。20 ページ、21 ページをご覧いただきたいと思います。中段でございます。9 款「教育費」2 項「小学校費」2 目「学校管理費」の「小学校管理総務事業」でございます。356 万円の増額計上でございます。こちらにつきましても、各両小学校に衛生品の消耗品、マスク・手袋・消毒液・ペーパータオル等の購入を計上させていただいております。100 万円でございます。備品購入費といたしまして、256 万円を計上させていただいております。こちらは、2 校の主要な教室及び保健室への空気清浄機の導入でございます。最下段でございます。「中学校管理総務事業」でございます。こちらにつきましては、223 万円を増額計上させていただいております。小学校と同様に中学校に対しましても、需用費・消耗品で衛生消耗品といたしまして 50 万円の計上をさせていただいております。また備品購入費

といたしまして、主要教室及び保健室への空気清浄機の配備と歯科健診時におきます健診器具を現在、煮沸消毒をしておるんですが、高圧蒸気・滅菌機を購入し、これで安全で衛生的な消毒のほう心掛けたいと考えております。またこの滅菌機につきましては、中学校だけでなく移動可能ですので、両小学校でも活用したいと考えておるところでございます。以上教育委員会事務局所管の補正案件でございます。

藪坂議長

久野長寿福祉課長。

久野長寿
福祉課長

失礼いたします。長寿福祉課より補正予算（案）につきまして説明をさせていただきます。

まず、予算に関する説明書の 16 ページ、17 ページの下段から次のページの 18 ページ、19 ページの上段を見ていただければと思います。

4 款「衛生費」1 項「保健衛生費」2 目「予防費」「市町村母子保健事業」に関する補正予算（案）でございます。事業目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で妊産婦は日常生活等が制約され自身のみならず胎児、新生児等の健康について強い不安を抱え生活している状況であると推測いたします。この状況下における妊産婦や未就園児の保護者等へ寄り添った支援を実施するためオンラインによる子育て相談、保健指導等を行おうとするものでございます。また現在、乳幼児健診は集団健診で実施しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ密閉空間、密集場所、密接場所を避けるために乳幼児健診・健康診査で個別健診を希望する方に対応するための医療機関への委託料でございます。補正予算額といたしましては、44 万円でございます。主なものといたしましては、オンライン相談保健指導等に使用するタブレット等の購入の備品購入費として 40 万 6,000 円でございます。基地局管理用端末 1 台、また貸出用端末 5 台等でございます。貸出につきましては、令和 2 年 9 月末現在で 0 歳から 2 歳のいわゆる未就園児は、50 人ぐらいいらっしゃいます。例年 1 人から 2 人の方が携帯電話を使用されている方がいらっし

やいますのでその方々への貸出のタブレットと想定をしております。貸出期間といたしましては、育児相談は毎月1回実施しておりますので、基本としては、1か月を想定しております。しかし母子・父子に積極的に保健センターが関わる必要がある要経過観察が必要な場合は、3か月また心理士が相談対応する健やか相談は3か月に1回実施しておりますので、1回の申請につきまして、最長3か月まで可能と考えております。またWi-Fi環境が整備されていない方につきましては、速度が遅くなりますが、携帯電話のテザリング機能を使用させていただくことを考えております。また消耗品といたしまして、2万1,000円を計上させていただいております。これは、タブレットと大画面テレビ等を接続するためのコードやメモリー等を購入するものでございます。

また、12節「委託料」として医療機関への個別健診委託料として1万3,000円を計上させていただいております。これは、さきほど申しました乳幼児健診を個別健診を希望される方に対応するための医療機関への委託料でございます。

さきほど、財務の方からも説明がありましたが歳入につきましては、事業費44万円の2分の1が母子保健衛生国庫補助金、残り2分の1は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。以上でございます。

藪坂議長

紺田暮らし環境整備課長。

紺田暮らし環境整備課長

失礼します。暮らし環境整備課主管分を説明させていただきます。

補正予算書18ページ、19ページの中段でございます。

4款「衛生費」2項「清掃費」4目「塵芥処理費」でございます。事業名といたしましては、「町民生活負担軽減事業」といたしまして、282万9,000円をお願いするものでございます。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、町民全世帯に生活の軽減負担といたしまして可燃ごみ、燃えるゴミ袋の大を20枚、1袋10枚入りを2袋配布するものでございます。無料で配布することにおきまして、配布の方法といたしましては、宅配便で配布をいたしたいというふうに考えております。内容につきましては、需用費と

いたしまして、ゴミ袋代、消耗品費 256 万円でございます。そして、役務費、通信運搬費といたしまして 26 万 9,000 円でございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

藪坂議長

坂本文化観光交流課長。

坂本文化
観光交流
課長

失礼いたします。

文化観光交流課からお願いをさせていただきます補正予算は 4 事業で内 3 事業がコロナ関連事業でございます。

18、19 ページ下段のほうをお願いいたします。

6 款「観光商工費」1 項「観光商工費」2 目「観光費」「吉野町 W i t h コロナ安全宣言事業」150 万円でございます。備品購入費、設置型体温計購入費を計上させていただいております。こちらにつきましては、町民さん・町内事業者・来訪者が安心できる感染防止対策・安全対策の部分で設置型の体温計を購入させていただき町内で開催されるイベント等での多くの人を訪れることが想定されるものについて、貸出を行い現場で検温することで感染の疑いのある観光客への対応がスムーズに行え、イベント等での集団感染を未然に防ぐことを目的として購入させていただけたらと考えております。各観光協会、自治協議会等のイベント等を主催する各種団体への貸出を考えております。

続きまして、「吉野魅力再発見 P R 広報事業」2,000 万円でございます。こちらにつきましては、コロナ禍で見えてきた吉野の新たな魅力と新たな観光スタイルを P R するためのツールとして動画の作成及び各メディアや媒体で広報を行う費用を計上させていただくものでございます。主だったものとしたしましては、「役務費」広告料で 796 万 4,000 円。こちらにつきましては、雑誌、鉄道関連メディア、デジタル媒体、テレビ C M、銀行 A T M による広告料を計上させていただいております。次に「委託料」動画制作委託料 115 万円でございます。こちらにつきましては、コロナ禍で見えてきた吉野での新たな観光スタイルや新たな魅力を P R する動画の制作費用です。動画の内容といたしましては、

観光や産業、自然、歴史、祭事等の映像を吉野町に繋がりのある著名人の起用や情報発信への協力も視野に入れて制作する費用を計上させていただいております。続きまして、新たな吉野山観光周遊システム構築推進事業 260 万 7,000 円でございます。「委託料」観光周遊システム構築推進業務委託料を計上させていただいております。こちらにつきましては、6月議会の産業建設委員会で「新たな吉野山観光周遊システム」について、これまで進めてきたリフト計画について見直しを行う説明をさせていただき改めて実現可能で持続可能な計画を検討するようご意見をいただいたところです。町としましては、地元吉野山の皆さんとともに改めて来訪者の周遊性を高める方法を再検討する準備を進めさせていただいております。今回の補正予算は、観光周遊システムの検討を再スタートする上で必要な事業の全体概要の企画、地域での検討会議開催におけるアドバイス等をいただくコンサル委託料をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

6款「観光商工費」1項「観光商工費」4目「商工業振興費」観光商品券事業 550 万円でございます。主だったものといたしましては、「負担金補助及び交付金」冬季宿泊助成商品券発行事業負担金 500 万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、現在9月から来年2月まで観光商品券事業で町内宿泊者に町内で利用できる商品券を配布しているところです。この商品券は宿泊所で配布いただき町内商店で利用する形で運用しており、現在宿泊をいただいた方が町内を広く周遊いただいて活用いただいております。今後の課題としまして、吉野町で一番宿泊者の少ない1月、2月において宿泊者自体を増やす取り組みが必要と考えております。この課題を解決する方法として従来の観光商品券事業に追加する形で1月、2月の町内宿泊者に追加で 2,000 円の商品券を配布させていただきたいと考えております。この追加する商品券は宿泊費にも利用のできるものとして宿泊者の増加を狙うとともに宿泊所で全て利用できなかった場合には、これまでどおり町内商店での利用可能な形で発行したいと考えております。以上でございます。

藪坂議長	<p>質疑を求めます。</p> <p>ございませんか。</p> <p>質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。</p> <p>はい。質疑を終わります。</p> <p>おはかりします。</p> <p>本件は会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「 異 議 な し 」 の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって議第 33 号について委員会の付託を省略することに決しました。</p> <p>議第 33 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 8 号について」意見を求めます。</p> <p>意見はございませんか。</p> <p>上滝議員。</p>
上滝議員	<p>意見を申し上げます。</p> <p>色々と吉野の歴史、観光等の P R を今年度からまた補正を抱えて観光課のほうでやっていただけるというのは結構なことなんですけれども。</p> <p>その期間というのは 1 年ですか 2 年ですか。</p> <p>なぜこう聞くかというたら、税金を無駄使いせんように税金を使うときに何年から何年までお金をかけて吉野の観光のアピールをすると、次はどうなるねんと……</p>
藪坂議長	<p>上滝議員。申し訳ないですけど、もう既に質疑が終わってて、今はご意見なんです。ですから……</p>
上滝議員	<p>いやいや。意見を今から言うねんや……</p>

藪坂議長	質問を、質疑はなしで……。はい。
上滝議員	そんな前座があるので、そこらしっかりと考えていけるような見込みのあるような話をしていただきたいと思います。以上。
藪坂議長	はい。ほかにご意見ございますか。 それでは、はい。3番山本議員。
山本義史 議員	ただいま、担当課長のほうからお話がありましたが、今現在、「G o T o トラベルの地域クーポン」あるいは「おかえり吉野」それから県の施策であります「いまなら」。いろいろな補助金が出ております。そして冬場G o T o トラベルが来年の1月末で切れるということで観光課のほうで1月、2月とお客さんの少なくなる時にもう一度補助金をという案は非常にありがたいなと思っております。今現在、出ておりますのは非常にお客様に喜ばれるとともに吉野山…、旅館のほうでは宿泊料として使えないということで、お客さんに渡したら吉野町内で使えるということで吉野山を散策して土産物を買ったり、国栖のほうへ行って和紙を買ったりとか、いろいろな新しい観光の仕方というか、お土産を買うので吉野山、吉野町中を周るというシステムができて、土産物屋さんなんかも非常にたくさん、今まで以上に店を開けるようなシステムになっており、それは非常に吉野山の中を歩く、あるいは吉野町を移動することにとっては、非常に良い傾向ではないかなと思います。ですから宿泊費に使えるという制限だけでなく今までみたいな感じで今度は、G o T o トラベルの地域クーポンも2月になったらなくなりますので、是非とも今の形態で吉野町の土産物屋さんとかにも行き渡るような方法というのを新たに考えていただきたいという意見でございます。以上でございます。
藪坂議長	今のご意見は、賛成、反対はどちらでしょうか。 (「そういうことになるわけですか。」の声あり)

はい。3番山本議員。

山本義史
議員

この議決だけ反対というわけにはいかんわけですよ。

藪坂議長

いやいやご意見ですので、反対なり、賛成なりはおっしゃっていただいたら。

山本義史
議員

今の宿泊料に関して充当するということには反対でございます。

藪坂議長

はい。お待たせいたしました。それでは副町長……。

他に議員の皆様この件に関しましてご意見ございませんか。

（「だからおかしいんやって。話ちゃうやん。」の不規則発言あり）

ご意見ありましたらどうぞ。

（「無駄話みたいな言われへんやんか。何話してんのよ。」の不規則発言あり）

（「採決しいや。もう」の声あり）

本案を原案どおり可決するまでにご意見がございましたら今おっしゃっていただいたほうがいいわけですので。

（「話できへんねんから採決してくれたらいいやん。」の不規則発言あり）

そしたら、この件に関しては反対というご意見を聞きましたので…。

（「副町長ちゃんと……」の不規則発言あり）

（「何のために全協開いたんよ」の不規則発言あり）

それでは、ただいま反対意見と賛成意見が出ておりますのでこの採決は起立によって行いたいと思います。ただし…

（「ちょっと待って……」の不規則発言あり）

ただしこれに関しましては、今の……

（「慌てやんと……ちょっとストップしたらいいやんか。ちょっと休憩したら」の不規則発言あり）

休憩しなくても今のままではG o T o トラベルのことは一部分ですので全体……。議第33号の令和2年度吉野町一般会計補正予算第8号についての意見を

求めましたのでこれに関しての賛否を採りたいと思います。

(「ちょっと待ってください」の不規則発言あり)

(「それはおかしいんちゃうん。立って言わなあかんのか。」の不規則発言あり)

7番山本議員。

山本隆敏
議員

7番山本です。

議第33号の中の一つについて疑義があるんですからそれに対して判断していかないと全体で……。全体はOKやから、これでいってくださいねという話は僕はないと思いますよ。だから、全員協議会で打ち合わせた内容と違うから山本議員もその意見を述べられたんだろうと思うし。僕もその話で今、立たせてもらってます。だから話の筋は戻してくれやんと何のために全員協議会を開いたかというのが無駄になってしまいます。

藪坂議長

それでは、議事進行そのものとも関係してきておりますので、暫時休憩をとらせていただきます。再開は3時ジャストにしたいと思います。暫時休憩です。

(午後 2時50分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

それでは、再開します。

ただいま休憩中に説明に不備があったということで、理事者側からの提案がございました。それで不備も含めてもう一度再提案という形になりますが、北谷参事のほうから、続きまして坂本課長のほうから説明を再度していただくことにしてもらいたいと思います。

北谷参事。

北谷総合

失礼します。

政策参事	<p>さきほどの説明について補足させていただきます。</p> <p>新たな地域公共交通体系整備事業でございますが、さきほど説明したとおり大きな地域公共交通の見直しでございますので、できますればこの後の委員会で皆様方のご意見をいただければと思っておりますのでそういう機会を設けていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
藪坂議長	<p>この件に関しまして、ご意見ございますか。それでは常任委員会のほうでこの件に関しましてはまた詳しくということも今後の方向性としてはあるということでご理解ください。</p> <p>続きまして、坂本課長の方からお願いします。</p>
坂本文化 観光交流 課長	<p>さきほど私のほうから説明させていただきました説明内容に不備がありましたので改めてご説明をさせていただきます。</p> <p>ご説明をさせていただきました観光商品券事業の商品券の内容につきましてでございますが、議員の皆様からご意見をいただきまして、いただきましたご意見を踏まえましてG o T o トラベルの状況にもよると思いますが、商品券として使わせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。</p>
藪坂議長	<p>ご意見を求めます。3番山本議員。いかがですか。</p>
山本義史 議員	<p>ありがとうございます。以上です。</p>
藪坂議長	<p>それではこれに関しまして他にご意見ありましたらどうぞ。</p> <p>ありませんか。</p> <p>すみません、それでは戻ります。話に戻りまして、本当でしたらここで決をとりたいと思うんですが、実際に今山本議員からの発言もございましたので…</p> <p>…。</p>

(「発言もへちまも決とらなあかんやんけ」の不規則発言あり)

はい。

(「決議せなあかんやんか。」の不規則発言あり)

反対意見が。

(「反対みたいなものしとれへんやな。あやまちや言うとするんやから」の不規則発言あり)

だから戻りますということで。

(「採決したらええねんや。」の不規則発言あり)

はい。そうです。

では以上のとおり本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決いたしました。

皆様のご協力に感謝いたします。ありがとうございます。

日程6 「議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配布のとおりです。

ご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、本臨時議会の日程は全て議了いたしました。

おはかりします。これをもちまして本臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

閉会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

中井町長

まずは、臨時議会に上程させていただきました議案すべてご承認いただきましてありがとうございます。ただ、説明の仕方、理事者側との情報伝達の部分に欠落したところがありましたのでそういった部分に関しまして誠に申し訳ご

ございませんでした。改めて、今回の臨時議会の議案でございます。今コロナ禍の中でほとんどがコロナの予算ですけれども今、国もG o T o トラベルが東京が始まって予算が無くなって一時的に限度額が下がった。そういういろんなケースが出てこようかなと思います。そういったことにも対応できるようにしっかりと執行にあたっては精査して進めて参りたいと思います。一番大きな地域公共交通のデマンド交通システムでございます。こちらのほうは大きな転換になります。今の既存のスマイルバスではやはり限界にきている。だからこそ新たな交通システムをしていかないといけない中で、しっかりと委員会のほうにまた説明もさせていただきながら進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。改めまして、コロナ禍の中、そしてまた日中気温差が激しくなっていて参ります。議員各位におかれましては日々の議員活動、お体に十分気を付けていただきまして今後も活動していただきますことをお願い申し上げ閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。

これを持ちまして、令和2年第3回吉野町議会臨時会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

(午後 3時 5分 閉会)